

0～2歳の保育料無償化事業に係る事業効果等調査事業
委託業務公募要項

1 業務名

0～2歳の保育料無償化事業に係る事業効果等調査事業委託業務

2 業務の目的

本県においては、少子化の大きな要因の一つである、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本県独自の支援策として、令和7年9月から「0～2歳の保育料無償化」（※別紙参照、以下「保育料無償化事業」という。）を実施することとしている。

保育料の無償化については、既に国や複数の都道府県で類似の事業が実施されているところであるが、無償化の対象世帯（所得制限）や対象施設等は団体毎に差異があり、今後、より効果的な支援に向けて他団体の実施状況や事業効果を把握分析の上、本県の支援内容を改めて検討する必要がある。

加えて、保育料無償化事業では、少子化対策はもとより、母親の就労支援や経済効果等、多方面での影響や効果が想定されることから、同事業の実施に伴う、子育て世代の意識変化や保育現場における影響等を多角的に調査検証することにより、今後の無償化のあり方の検討及び新たな政策立案につなげることを目的とする。

ついでには、豊富な経験と高度な専門知識を有する団体から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施し、その選定結果により委託団体を決定する。

3 業務の内容

別添「0～2歳の保育料無償化事業に係る事業効果等調査事業委託業務仕様書」のとおり。

4 事業規模

（1）委託費用の上限

13,500千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（2）委託の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体等であって、受託業務を

的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 拘禁刑、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

6 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部子育て応援課保育支援担当

電 話：０８８－６２１－２２０１

ファクシミリ：０８８－６２１－２８４３

E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(２) 企画提案参加申込書等の提出方法

ア 用紙サイズ A 4 版とする。

イ 提出書類

①企画提案参加申込書（様式 1）

②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 2）

③履歴事項全部証明書

（提出日において発行日から 3 ヶ月以内のもの。写しでも可。）

④未納の額のないことの証明書

（税務署及び都道府県が発行するもので、提出日において発行日から 3 ヶ月以内のもの。写しでも可。）

ウ 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵送又は宅配便で期限内必着）とする。なお、電子メールを送信する場合、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

エ 提出期限

令和 7 年 8 月 1 5 日（金）午後 5 時必着

(３) 質問受付

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式 5）により行うものとし、上記「(１) 提出場所、問い合わせ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。

ウ 質問受付期間

令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時必着

エ 質問に対する回答

質問者に、電子メールにより令和 7 年 8 月 8 日（金）までに回答するとともに、徳島県のホームページに回答を掲載する。

(４) 企画提案書等の提出方法

ア 用紙サイズは A 4 版とする。

イ 提出書類

①企画提案書かがみ文（様式３）、企画提案書（様式４）

②見積書（任意様式）

③直近の決算書又はこれに類する書類

④団体等の概要がわかる資料（パンフレット等）

ウ 提出方法

各８部（正本１部、副本７部）を持参又は郵送（書留郵送又は宅配便で期限内必着）とする。

エ 提出期限

令和７年８月２５日（月）午後５時必着

７ 応募に際しての留意事項

（１）次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様書に適合しない場合

オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

カ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

（２）その他

ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

エ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせるてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

オ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは県との契約関係を生じるものではない。

８ 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様

式6)を持参又は郵送(書留郵送又は宅配便で期限内必着)により、令和7年8月25日(月)午後5時までに提出すること。

9 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、企画提案書の内容についての書面及びヒアリングによる審査を実施する。審査は、原則として提案者によるプレゼンテーションと質疑応答を実施し、審査の観点に基づき審査を実施する。

なお、審査の実施日時及び場所はプロポーザルの提案者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(4) 審査の観点

ア 事業目的、事業内容を十分理解していること。

イ 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。

ウ 事業を適切に遂行するための知見及び類似業務の実績を有していること。

エ 全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であること。

オ 調査対象者の抽出方法について、適切な提案であること。

カ 調査対象者に業務の目的に合致した有効な回答を導き出せる調査項目や構成となっていること。

キ 効果的な調査結果が期待できるような分析及び検証の方法となっていること。

ク 調査票の回収率向上に向けた提案がなされていること。

ケ 仕様書にない有益かつ実施可能な独自提案がされていること。

コ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(5) 選定終了後、すべての提案者に選定結果を通知する。

10 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で

の内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

1 1 スケジュール

令和7年8月	1日(金)	公募開始
	8月6日(水)	質問受付の締切
	8月15日(金)	企画提案参加申込書の提出締切
	8月25日(月)	企画提案書の提出締切
	8月下旬(予定)	審査
	9月上旬(予定)	契約締結及び業務開始

1 2 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要項、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。